

第 27 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |
- 欠席委員 4 番 小出 満文 11 番 今村 建一
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願いについて
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 4 号 農用地利用集積等推進計画の公告について(一括契約)
 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について(所有者・機関間契約)
 議案第 6 号 非農地判断
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 次長 | 田上 一也 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野地区の皆様、現地確認お世話になりました。定刻になりましたので、第 27 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、欠席 2 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、会長が議長となります。以降、進行を会長にお願い致します。</p>
職務代理者	<p>改めまして皆さんおはようございます。9 月になりましてまだまだ暑い日が続いていますが、少しは涼しくなってきたかなと思います。また、稲刈りが本格的に始まってきますが体調には十分注意し、作業をされてください。</p>
議長	<p>ただいまから第 27 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 18 番の古庄委員、19 番の北野委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の 贈与となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の 売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p>
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。
7番	<p>議案第1号 番号1番について、7番の 小林 が説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は村外在住でご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転贈与の契約が結ばれます。 譲受人は農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
8番	<p>議案第1号 番号2番について、8番の 長崎 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人はご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転贈与の契約が結ばれます。 譲受人は農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
12番	<p>案第1号 番号3番について、12番の 古澤 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は村外在住でご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転売買の契約が結ばれます。 譲受人は長年にわたり、農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまので、ご審議ください。</p>
18番	<p>案第1号 番号4番について、18番の 古庄 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は村外在住でご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転贈与の契約が結ばれます。 譲受人は農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。

	<p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて審議します。事務局に議案の朗読・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて番号1：申請人は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請土地の状況 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 競売参加のための買受適格証明になります。</p> <p>申請人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請人は農地法第3条第1項の適用を受ける申請地の競売に参加したいため買受適格証明願を提出されました。</p> <p>今回の申請は、申請人が農地を取得できる資格があるかの証明で、今回土地の売買等は発生せず、今後、競売で落札された場合には所有権移転売買の申請がありません。</p> <p>申請人は農業を営まれており、農業の経験は十分であり、何ら問題は無いと思われれますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読・説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第2号第3条の規定による買受適格証明願いについて、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 転用目的はキャンプ場となります。</p>

番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は車庫・倉庫となります。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

8 番 議案第 3 号 番号 1、2 について、8 番の 長崎 が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲受人は今回キャンプ場に適している土地を探しており女性専用のキャンプ場を開設したい計画があり、景観もよく集落地内である申請地を見つけ、譲渡人との交渉の結果、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり申請が上がっております。
近隣に別荘宿泊施設等もある中にキャンプ場ということであり、また、排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。
住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
続いて、番号 2 番について説明します。
申請地は譲渡人の農地で長年にわたり倉庫及び車庫として使用されてきました。譲受人への贈与の際に登記簿謄本を確認したところ、申請地が農地であることが判明し今回、始末書添付での農地法第 5 条許可申請が出されることになりました。
申請者も分からなかったとはいえ、無断転用されていたことを深く反省されておりますので、ご寛大な判断をお願いしたいと思います。
ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

無いようですので、議案第 3 号農地法 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について審議します。番号 1 から 5 番の新規案件について、審議します。事務局に議案の朗読・説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約) 番号 1 から番号 5 について 事務局が朗読・説明を行います。

こちらは農地中間管理機構を通じた賃借で令和7年11月からとなります。

番号1から、朗読・説明いたします。

譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定5

年です。

本件は、農地所有者が亡くなり相続した譲渡人が以前から耕作していた譲受人と契約を結ぶものです。基盤法で賃借権が設定されており、期間も残っていましたが、相続により所有者が変わったことから機構法での賃借へ変更されます。実質的には再設定に近いものです。

続いて、番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用賃借権設定5年です。

譲渡人は所有農地を別の方へ貸していましたが、期限が訪れたため、新たに譲受人へ農地を貸すこととなりました。譲渡人と譲受人は、教師と教え子の関係であり、譲受人が農業に励んでいることを知っていたため、今回の話が纏まっています。

続いて、番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定5年です。

譲受人は、認定新規就農者です。今回農地を借り、アスパラ農家として就農されます。譲渡人は村外在住で、農地管理が難しいことから今回の話が纏まりました。

番号4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用賃借権設定10年です。

農地所有者は死亡しており、相続人が譲渡人です。譲受人は認定新規就農者で、規模拡大に向けて農地を探しており、今回の話が纏まりました。

この案件移行は、基盤法の期限切れによる機構法への変更案件です。条件等に変更もなく、実質的には再設定案件ですので、朗読のみを行います。

番号5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定10年です。

以上、5件です。どちらの案件も特に問題は無いと思われしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。朗読・説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について番号1から番号

6について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第5号、「農地利用集積等促進計画の公告(所有者・機構間契約)」について審議します。事務局に議案の説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(所有者・機構間契約)について
番号1について事務局が朗読・説明を行います。

こちらは、特例売買の案件です。

番号1：所在地

です。

こちらは、機構を通じた農地の売買で、農地の所有者から農業公社が農地を買い入れ、農業公社が受け手に売り渡しを行います。今回は、農地の買い入れについてご審議いただきます。

譲渡人は、相続により農地所有者となっていますが、農業経営は行っておらず、この農地についても、以前より賃借権設定がされています。今回貸していた賃借人が購入予定となっています。なんら問題は無いと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(所有者・機構間契約)について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第6号、「農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化」について、審議いたします。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について

番号1：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況

農振区

分は農振青地となっております。現況確認日は令和7年8月28日です。

続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真をつ

議長	<p>けておりますのでご覧ください。それでは説明します。この申請地は [REDACTED] から [REDACTED] にある農地です。写真でもお分かりのとおり農地は竹が繁茂し、竹林の体を要しています。すでに農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 6 号、「農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について」、異議がない方は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 6 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、続きまして、令和 7 年 10 月の総会日程を決めたいと思います。</p> <p>予定案としまして、令和 7 年 10 月 9 日 木曜日 午前 10 時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎二階大会議室での開催としておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の総会は 10 月 9 日 木曜日 午前 10 時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p>
16 番	女性農業委員によるイベントの案内
議長	事務局から何かありますでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・配布物について ・最適化推進大会について
議長	以上をもちまして第 27 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。

7. 閉会時刻 10時30分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年10月9日

農業委員会会長

議事録署名委員

18番

議事録署名委員

19番
